

四	三	二	一	〇
発行方法	用振替等の適法	の法律項及び根拠	の法發行及び記述	平成省令件等を次年とおり三月三十日告示第十七号に付属する省令第十一項の昭和五十七年利付国債に基づき、大蔵省告示第十七号に付属する省令第十一項の昭和五十七年利付国債の発行等に關する。昭和五十七年利付国債の発行等に關する。

務後格競債定特あ争争う札価振の以律社第年別十財五利  
 大に競争市め別つ入入。<sup>。</sup>へ格替適下へ債一法会四政回付  
 臣行争入場る参て札札に以を機用一平、項律計号法<sup>。</sup>國庫債券(三十一年)一  
 がわ入札特も加、と発によ下競闘を振替株及第に<sup>。</sup>昭和四十一年利付國債  
 各れ札発別の者財同行<sup>。</sup>争は受替式び二関第十四年利付國債  
 国るの行参にご務時<sup>。</sup>価に日け法<sup>。</sup>等の第十三年利付國債  
 債入募<sup>。</sup>加よと大にと行格付日本法<sup>。</sup>第十四年利付國債  
 市札入と者るに臣行い競し銀も<sup>。</sup>と<sup>。</sup>第十七年利付國債  
 場でのい・発応がわう<sup>。</sup>以争て行のう<sup>。</sup>第十七条第<sup>。</sup>年利付國債  
 特あ決<sup>。</sup>う第行募各れ<sup>。</sup>下入行とと<sup>。</sup>第<sup>。</sup>年利付國債  
 別つ定<sup>。</sup>一(限國る、札わす<sup>。</sup>関す<sup>。</sup>第<sup>。</sup>年利付國債  
 参てを及非下度債入価<sup>。</sup>札わる<sup>。</sup>規<sup>。</sup>第<sup>。</sup>年利付國債  
 加、しひ価額市札格格とる<sup>。</sup>そ<sup>。</sup>第<sup>。</sup>年利付國債  
 者財た価格國を場で競競い入<sup>。</sup>の定<sup>。</sup>第<sup>。</sup>年利付國債

六

下

発

入価入価・別債行争非者特国  
札格行札格第参市及入価・別債  
発競発競II加場び札格第参市  
行争額行争非者特国発競I加場  
入価法入  
札格決  
発競定  
行争の

五

一

方募

# 入札発行の法格競争の決定

九八

七

ハ

ロイ

ハ

ロ

振額最

払

替 単 位	低 額 金	行 入 札 發 競 II 加 場	争 債 格 第 參 市	非 債 別 市 競 I 加 場	者 札 格 第 參 市	特 札 格 第 參 市	行 入 札 格 第 參 市	争 債 別 競 II 加 場	非 債 別 競 I 加 場	者 札 格 第 參 市
-------------	-------------	---------------------------------------	----------------------------	--------------------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	----------------------------

額の振 の記替 整載法 数又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 円 又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	円七 百 八 十七 七億 七千 千八 百六 六十 十八 万	四 百 九 十 億 六 千 十八 八 万 四十 五 万	円五 千 五 百 五 十 億 十 千 百 四 十五 万	で た 利 百 付 一 國 項 債 二 規 億 十 債 二 規 億 十 債 三 千 九 千 百 四 十 五 万	条 第 別 一 會 項 計 の 規 關 に 規 關 の 規 關 い に 基 づ 額 き 第 面 發 金 行 額 し	特 別 九 十 六 億 九 千 九 十五 五 萬 四 十 六
--	---	---	---	---	--	---	--

十  
十

三  
二

十  
十  
ロ  
イ  
一  
發

の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 別 債 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 價  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

(二)

を じ 額 よ に 座 も 係  
発 た に り つ に の る  
行 金 百 算 い 記 と 所  
時 額 分 出 て 載 し 得  
に へ の し は 又 て 税  
お た 二 た 、 は 振 が  
い だ 十 金 前 記 替 源  
て し ・ 額 記 錄 口 泉 、  
取 、 三 か 一 さ 座 徵 そ  
得 当 一 ら の れ 簿 収 の  
す 該 五 当 算 る 中 さ 利  
る 国 を 該 式 も の れ 子  
者 債 乘 金 に の 口 る に

(一) 年

む 十 式 は 一  
も 号 に 、 募 ·  
の に よ 払 入 五  
と 規 り 込 決 パ  
す 定 算 金 定 ।  
る す 出 額 の セ  
。 る し に 通 ン  
期 た 加 知 ト  
日 金 え を  
に 額 、 受  
払 を 次 け  
い 第 の た  
込 二 算 者

錢 額 以 額 平 す  
面 上 面 成 る  
金 の 金 二 十 。  
額 そ 額 七  
百 れ 百 七  
円 ぞ 円 年  
に れ に 二  
つ の つ 月  
き 応 き 九  
百 募 百 日  
円 價 円  
七 格 二  
十  
四 錢

額面金額の総額 ×  
 $\frac{1.5}{100} \times \frac{51}{365}$

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

初期利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期におき  
る利益子を支払う。以前六月間に属する  
額面金額百円につき百円  
日本銀行  
平成五十六年十二月二十日  
財務大臣から通知を受けた者  
平成二十七年二月九日

が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式に  
より算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額(一)を控除することができる。  
平成二十七年六月二十日を支払とし、次の算式により算出しが銀行休業日に当たるときに次号及び第十六号において同じ。規定する期日について同じ。